

江差町 立地適正化計画
都市機能誘導区域及び居住誘導区域

※具体の区域界は、用途地域界、道路中心、臨港地区界、
地番界及びそれら境界の見通し線等で設定する。

※南埠頭用地については、
居住誘導区域・都市機能誘導
区域指定のための、臨港地区
の分区指定の見直しなどを検討

※山側の通り沿いに集積する
住宅地については、都市機
能誘導区域から概ね500m
の距離にあることから、居
住誘導区域への編入を検討

※土砂災害の特別警戒区域に指定
されている住宅地については
居住誘導区域から除外

凡 例

土砂災害特別警戒区域

立 地 適 正 化 計 画

都市機能誘導区域

居住誘導区域

用 途 地 域

第1種低層住居専用地域

第1種中高層住居専用地域

第2種中高層住居専用地域

第1種住居地域

第2種住居地域

近隣商業地域

商業地域

準工業地域

工業地域

